(3)　「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八(二)「14の計」－別表六(十)「５」）　(5)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十)付表「５」の金額を記載すること。

(4)　「他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八(二)「15の計」－別表六(十)「８」）　(9)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十)付表「９」の金額を記載すること。

(5)　「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八(二)「16の計」－別表六(十)「14」）　(16)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(十)付表「16」の金額を記載すること。

別表六(十)付表を別表六(十)付表とする。

別表六(十)の表中

「比較試験研究費の額（別表六(十)「５」）」を「比較試験研究費の額（別表六(十一)「５」）」に、

「平均売上金額（別表六(十)「10」）」を「平均売上金額（別表六(十一)「10」）」に、

「割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{8\text{又は}9.4}{100})\times(0.3\text{又は}0.35)$ (0.12未満の場合、(5)＝０の場合又は設立事業年度の場合は0.12)」を「割増前税額控除割合 $\frac{12}{100}+((7)-\frac{9.4}{100})\times0.35$ (0.12未満の場合、(5)＝０の場合又は設立事業年度の場合は0.12)」に、